阿賀野川水系流域委員会　規約

第１条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会」（ 以下「委員会」という）　と称する。

第２条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

２　委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第３条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（ 以下「局長」という）　が設置する。

２　委員会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」「阿賀野川水系流域委員会下流部会」を設置する。

３　委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。

４　委員の任期は１期２年以内とするが、再任することができる。

第４条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。

３　委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第５条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

２　委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

３　審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第６条（情報公開）

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第７条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第８条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第９条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和５年１０月２６日より施行する。

令和６年１１月１９日　一部改正

阿賀野川水系流域委員会　委員名簿

氏　名	所属・役職	備考
あさおか よしひろ 朝岡　良浩	日本大学工学部　教授	
いしだ あきお 石田　明夫	NPO法人　会津阿賀川流域ネットワーク　理事長	
おざわ けんいち 小沢　謙一	新潟商工会議所　理事・事業部長	
かとう ゆたか 加藤　豊	阿賀用水右岸土地改良区連合　理事長	
かみたに ともひこ 紙谷　智彦	新潟大学名誉教授	
きや こうへい 木谷　耕平	会津大学短期大学部産業情報学科　准教授	
さいとう まさひろ 斎藤　昌廣	会津イトヨ研究会　会長	
さかした さとし 坂下　諭	福島県植物研究会	
しばさき やすひで 柴﨑　恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科　教授	
ちば あきら 千葉　晃	日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会　代表	
ながばやし ひさお 長林　久夫	日本大学工学部　名誉教授	
なかむら しげる 中村　茂	株式会社新潟日報社　編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	
ねぎし むつひと 根岸　睦人	新潟大学　経済科学部　総合経済学科　准教授	
のむら たかし 野村　卓之	新潟市水族館マリンピア日本海　館長	
はやし せいじ 林　誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点　研究グループ長	
ほそやまだ とくぞう 細山田　得三	長岡技術科学大学　工学部　環境社会基盤系　教授	
まつざき さきち 松崎　佐吉	会津南部土地改良区連合　理事長	
まつだ ようこ 松田　曜子	京都大学防災研究所　巨大災害研究センター　准教授	
みさわ しんいち 三沢　眞一	新潟大学名誉教授	
みつた しんや 満田　信也	（財）日本野鳥の会　会津支部　幹事	
やまだ ただし 山田　正	中央大学　研究開発機構　機構教授	

（５０音順、敬称略）

阿賀野川水系流域委員会　公開規定

第１条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会規約第６条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第２条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第３条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第４条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第５条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

２　事務局は、委員会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第６条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和５年１０月２６日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会　傍聴規定

第１条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会公開規定第３条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第２条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第３条（入室）

委員会の開始までに傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）が会場へ入室することができる。なお、傍聴人以外の入室は認めない。また、委員会の開始後はみだりに入退室を繰り返してはならない。

第４条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
② 委員会の録音をしてはならない。
③ 発言、私語等を行ってはならない。
④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際は退室しなければならない。
⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第５条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第６条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和５年１０月２６日より施行する。